

仙台塩釜港港湾脱炭素化推進協議会設置要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">仙台塩釜港港湾脱炭素化推進協議会設置要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 国際物流の結節点かつ産業拠点である仙台塩釜港において、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を通じてカーボンニュートラルポート（以下「CNP」という）を形成し、脱炭素社会の実現に貢献するため、港湾法第50条の3に基づき、港湾関係者で構成する「仙台塩釜港港湾脱炭素化推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、仙台塩釜港港湾脱炭素化推進計画の進捗確認及び目標達成状況の評価に加えて、改訂に必要な検討を行う。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 協議会は、別表に掲げる構成員等をもって構成する。</p> <p>2 別表の先進企業については、公募により事務局が決定し、その結果を協議会に報告する。</p> <p>3 協議会は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。</p> <p>(座長の任命等)</p> <p>第3条 協議会には座長及び副座長を置く。</p> <p>2 座長は、事務局から推薦し、協議会委員の互選により定める。</p> <p>3 副座長は、座長が指名する。</p> <p>4 座長は、会務を統括し、会議の議長となる。</p> <p>5 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代行する。</p>	<p style="text-align: center;">仙台塩釜港港湾脱炭素化推進協議会設置要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 国際物流の結節点かつ産業拠点である仙台塩釜港において、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を通じてカーボンニュートラルポート（以下「CNP」という）を形成し、脱炭素社会の実現に貢献するため、港湾法第50条の3に基づき、港湾関係者で構成する「仙台塩釜港港湾脱炭素化推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、仙台塩釜港港湾脱炭素化推進計画の策定に必要な検討を行う。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 協議会は、別表に掲げる構成員等をもって構成する。</p> <p>2 別表の先進企業については、公募により事務局が決定し、その結果を協議会に報告する。</p> <p>3 協議会は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。</p> <p>(座長の任命等)</p> <p>第3条 協議会には座長及び副座長を置く。</p> <p>2 座長は、事務局から推薦し、協議会委員の互選により定める。</p> <p>3 副座長は、座長が指名する。</p> <p>4 座長は、会務を統括し、会議の議長となる。</p> <p>5 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代行する。</p>

新	旧
<p>(協議会の運営)</p> <p>第4条 協議会の運営は、以下によるものとする。</p> <p>2 原則として公開とする。</p> <p>3 議事次第及び配付資料は、会議終了後に公開する。</p> <p>(部会)</p> <p>第5条 特定のテーマを検討するため協議会に部会を置く。</p> <p>2 部会のテーマ及びその構成員は、事務局が提案し、協議会に諮り決定する。</p> <p>3 部会は、配付資料を含め原則非公開とし、部会で検討した結果については、協議会に報告する。</p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 協議会の事務局は、宮城県土木部港湾課に置き、協議会の庶務を行う。</p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定める。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和4年6月8日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和4年9月9日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和5年5月31日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和6年10月29日から施行する。</p>	<p>(協議会の運営)</p> <p>第4条 協議会の運営は、以下によるものとする。</p> <p>2 原則として公開とする。</p> <p>3 議事次第及び配付資料は、会議終了後に公開する。</p> <p>(ワーキンググループ)</p> <p>第5条 特定のテーマを検討するため協議会にワーキンググループ(以下「WG」という)を置く。</p> <p>2 WGのテーマ及びその構成員は、事務局が提案し、協議会に諮り決定する。</p> <p>3 WGは、配付資料を含め原則非公開とし、WGで検討した結果については、協議会に報告する。</p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 協議会の事務局は、宮城県土木部港湾課に置き、協議会の庶務を行う。</p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定める。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和4年6月8日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和4年9月9日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和5年5月31日から施行する。</p> <p>(追加)</p>

新

別表

仙台塩釜港港湾脱炭素化推進協議会構成員等

(五十音順)

【構成員】

(有識者)

宮城大学 教授 徳永 幸之

東北学院大学 教授 柳井 雅也

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 東北センター

(団体)

石巻港整備・利用促進期成同盟会

(削除)

公益社団法人宮城県トラック協会

(企業)

ENEOS株式会社

JFEスチール(株) 棒線事業部仙台製造所

NX仙台塩竈港運株式会社

カイリク株式会社

株式会社レノバ

株式会社伊藤製鐵所

カメイ株式会社

公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社

三陸運輸株式会社

住友商事東北株式会社

旧

別表

仙台塩釜港港湾脱炭素化推進協議会構成員等

(五十音順)

【構成員】

(有識者)

東北工業大学 名誉教授 稲村 肇

東北学院大学 教授 柳井 雅也

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 東北センター

(団体)

石巻港整備・利用促進期成同盟会

仙台塩釜港振興会

公益社団法人宮城県トラック協会

(企業)

ENEOS株式会社

JFEスチール(株) 棒線事業部仙台製造所

NX仙台塩竈港運株式会社

カイリク株式会社

株式会社レノバ

株式会社伊藤製鐵所

カメイ株式会社

公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社

三陸運輸株式会社

住友商事東北株式会社

新

仙台市ガス局
全農エネルギー株式会社
太平洋フェリー株式会社
東西オイルターミナル株式会社
東北電力株式会社
南光運輸株式会社
日本製紙石巻エネルギーセンター株式会社
日本製紙株式会社
日本通運株式会社
丸紅エネルギー株式会社
宮城マリンサービス株式会社

(港湾立地市町)

仙台市
石巻市
塩竈市
多賀城市
東松島市
松島町
七ヶ浜町

(先進企業)

川崎重工業株式会社
石油資源開発株式会社
千代田化工建設株式会社
日本再生可能エネルギー株式会社
株式会社三井 E&S

旧

仙台市ガス局
全農エネルギー株式会社
太平洋フェリー株式会社
東西オイルターミナル株式会社
東北電力株式会社
南光運輸株式会社
日本製紙石巻エネルギーセンター株式会社
日本製紙株式会社
日本通運株式会社
丸紅エネルギー株式会社
宮城マリンサービス株式会社

(港湾立地市町)

仙台市
石巻市
塩竈市
多賀城市
東松島市
松島町
七ヶ浜町

(先進企業)

川崎重工業株式会社
石油資源開発株式会社
千代田化工建設株式会社
日本再生可能エネルギー株式会社
株式会社三井 E&S

新

【オブザーバー】

一般社団法人東北経済連合会

公益財団法人みやぎ産業振興機構

東北港運協会

東北経済産業局

宮城海上保安部

宮城県商工会議所連合会

東北運輸局

東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所

【事務局】

宮城県

旧

【オブザーバー】

一般社団法人東北経済連合会

公益財団法人みやぎ産業振興機構

東北港運協会

東北経済産業局

宮城海上保安部

宮城県商工会議所連合会

東北運輸局

東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所

【事務局】

宮城県

仙台塩釜港港湾脱炭素化推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 国際物流の結節点かつ産業拠点である仙台塩釜港において、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を通じてカーボンニュートラルポート（以下「CNP」という）を形成し、脱炭素社会の実現に貢献するため、港湾法第50条の3に基づき、港湾関係者で構成する「仙台塩釜港港湾脱炭素化推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、仙台塩釜港港湾脱炭素化推進計画の進捗確認及び目標達成状況の評価に加えて、改訂に必要な検討を行う。

(構成)

第2条 協議会は、別表に掲げる構成員等をもって構成する。

- 2 別表の先進企業については、公募により事務局が決定し、その結果を協議会に報告する。
- 3 協議会は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

(座長の任命等)

第3条 協議会には座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、事務局から推薦し、協議会委員の互選により定める。
- 3 副座長は、座長が指名する。
- 4 座長は、会務を統括し、会議の議長となる。
- 5 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代行する。

(協議会の運営)

第4条 協議会の運営は、以下によるものとする。

- 2 原則として公開とする。
- 3 議事次第及び配付資料は、会議終了後に公開する。

(部会)

第5条 特定のテーマを検討するため協議会に部会を置く。

- 2 部会のテーマ及びその構成員は、事務局が提案し、協議会に諮り決定する。
- 3 部会は、配付資料を含め原則非公開とし、部会で検討した結果については、協議会に報告する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、宮城県土木部港湾課に置き、協議会の庶務を行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定める。

附則

この要綱は、令和4年6月8日から施行する。

この要綱は、令和4年9月9日から施行する。

この要綱は、令和5年5月31日から施行する。

この要綱は、令和6年10月29日から施行する。

仙台塩釜港港湾脱炭素化推進協議会構成員等

(五十音順)

【構成員】

(有識者)

宮城大学 教授 徳永 幸之
東北学院大学 教授 柳井 雅也
国立研究開発法人 産業技術総合研究所 東北センター

(団体)

石巻港整備・利用促進期成同盟会
公益社団法人宮城県トラック協会

(企業)

E N E O S 株式会社
J F E スチール(株)棒線事業部仙台製造所
N X 仙台塩竈港運株式会社
カイリク株式会社
株式会社レノバ
株式会社伊藤製鐵所
カメイ株式会社
公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社
三陸運輸株式会社
住友商事東北株式会社
仙台市ガス局
全農エネルギー株式会社
太平洋フェリー株式会社
東西オイルターミナル株式会社
東北電力株式会社
南光運輸株式会社
日本製紙石巻エネルギーセンター株式会社
日本製紙株式会社
日本通運株式会社
丸紅エネルギー株式会社
宮城マリンサービス株式会社

(港湾立地市町)

仙台市
石巻市
塩竈市
多賀城市
東松島市
松島町
七ヶ浜町

(先進企業)

川崎重工業株式会社
石油資源開発株式会社
千代田化工建設株式会社
日本再生可能エネルギー株式会社
株式会社三井 E&S

【オブザーバー】

一般社団法人東北経済連合会
公益財団法人みやぎ産業振興機構
東北港運協会
東北経済産業局
宮城海上保安部
宮城県商工会議所連合会
東北運輸局
東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所

【事務局】

宮城県
